

令和5年1月1日から すれ違い用前照灯（ロービーム）の 計測手法を見直します。

平成30年6月1日より、ヘッドライトテスタによる審査は原則としてすれ違い用前照灯（ロービーム）の計測を行っていますが、審査機器による計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯（ハイビーム）での審査も実施していたところです。

この度、北海道管内では、すれ違い用前照灯による審査の全面施行に向けた前段階の取扱いを終了し、令和5年1月1日からすれ違い用前照灯（ロービーム）による審査を実施します。

◆計測手法

すれ違い用前照灯の計測の結果、不適合である場合は、走行用前照灯で計測は行わず、その時点で不適合扱いとなります。

◆対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車（トレーラ等を除く。）

対象自動車は、すれ違い用前照灯が基準に適合するよう適切な整備・調整をお願いします。

<整備が必要となる事例>

レンズ表面の劣化



内部リフレクタの劣化



配光が乱れるバルブの使用



ご不明な点についてはお問い合わせください。